



暮らしの良きパートナー

司法書士

広告

社会生活の中で、誰もがより快適に暮らしたいと思っている。しかし、現代社会の仕組みは実に複雑だ。18歳で成人を迎えた途端、さまざまな責任が個人にのしかかってくる。また、人生のステージごとに各種の行政・法的な手続きをしなくてはならない。不動産所有の確定、法人登記、遺言、後見人の指名など、しかるべき手続きを怠ると、問題が生じる課題も数多くある。仕事上手慣れていて、個人で対応できる人もいれば、経験がなく右往左往する人もいる。

このような課題に取り組むにあたって、市民の強い味方がある。司法書士だ。困難の解決に向けての適切なアドバイスや、よりよい生活を送るための相談に乗ってくれる。私たちの身近な暮らしのパートナーだ。

2022年8月3日、司法書士制度は150周年を迎える。この機会に京都司法書士会の山本拓生会長とお話を伺った。
聞き手/ミラロ和空(執筆・翻訳家)

司法書士制度が制定して150周年とお聞きしました。その歴史についてお聞かせいただけますか。

司法書士制度は1872年(明治5年)に代書人制度として始まり、明治政府は新法制度を確立するにあたり、庶民の法律の実務家として「代書人」という職を設けました。後に、名称が「司法代書人」に変わり、1935年から、「司法書士」として不動産登記と商業登記の業務を中心に活動してきました。近年の司法制度改革で注目され、2002年には簡易裁判所における訴訟代理権が付与、2019年には司法書士法の一部改正により「法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の実現に寄与する」ことが司法書士の使命として定められました。社会において司法書士の果たすべき役割が年々大きくなっていくことを実感しています。

司法書士は法律の専門家と言われるが、正直なところ、具体的な業務についてはよく知りません。個人的には、会社を設立したときに登記の申請を司法書士にお願ひ内申します。他にも、事務所の敷金のトラブル、訴訟を検討した際、簡易裁判についても司法書士にお願ひでまことに助けていただきました。

また、遺言書のことや気になる年齢です。でも、弁護士は数回が高く、相談するのに気が重いです。なんと、遺言書の書き方についても司法書士が指導してくれるので、ずいぶん気が楽になりました(笑)。

つまり、司法書士がさまざまな業務を担っておられることは分かるのですが、メインとなるのはどんな仕事でしょうか。

司法書士の業務を歴史的な観点で語れば、不動産登記と商業登記が主要業務でした。現在の司法書士の業務とは何かと言え、第一に相続などの不動産登記手続きの代理業務があります。そして、先ほどおっしゃった会社設立などの商業登記手続きの代理業務、簡易裁判所での訴訟関連の代理業務、遺言・遺産相続関連のお手伝いもします。その他には、高齢化でニーズが益々増えている成年後見の関連業務もあります。

たとえば、私の事務所では不動産登記業務が約70%、商業登記が約20%、残りの10%は成年後見や裁判関係の業務です。しかし、成年後見が業務の8割も占めている司法書士事務所もありますし、もっぱら不動産登記のみに専念している事務所もあります。

この仕事の多くは、実際に足を運んだり情報を集めたりすれば、自分でもできる仕事です。けれども、同じ目的に向かって進んでいても、より良い方法が見つかる場合があります。結果を導くためにAという方法しかないと思っていたら、より適したBという方法があったというように、専門知識のある司法書士は問題点を指摘し、別の方法を選択するためのアドバイスができます。個人や会社が四苦八苦して手続きするよりも、司法書士にご相談いただいた方が、より目



京都司法書士会会長
司法書士
山本拓生

的に会致した方法をご提案できることが多いです。AIが発達してネット社会でいろいろな情報が溢れている現状ですが、私たちが人々とのコミュニケーションを大切にしながら、よりよい道を探っていく。これは司法書士として目指していることです。

不動産登記の業務についてお聞きします。所有者不明の土地の縮小面積は、九州の面積よりも広く存在するとして驚きました。このままでは2040年までに、北海道本島に匹敵する面積にまで広がる恐れがあるようです。ところで、相続登記がなされず、所有者が不明になるとどんな不都合が生じるのでしょうか。

所有者が亡くなった後、相続登記がなされない、登記簿を見ても所有者が分かりません。当然、取引ができませんし、災害が発生した場合は復興事業の妨げになります。この問題は2011年の東日本大震災を機会にクローズアップされました。

問題解消に向けての動きもあります。昨年4月に国会では、関連法律の改定案を可決し、相続登記が義務化される制度を導入しました。この制度は2024年4月にスタートします。

具体的に言うと、親が亡くなり、相続で不動産の所有権を取得した人はその登記を、相続と所有権の取得を知った日から3年以内に申請しなければいけません。遺産分割協議がまとまらず3年以内に相続登記ができない場合は、ひとまず相続人申告登記の手続きをとることで義務を果たすことができます。その後分割協議が成立するまで相続人が確定したら、その日から3年以内に登記を行わなければいけません。これらの登記申請義務を正当な理由なく怠れば、10万円以下の過料を求められることになります。

新しい制度ですので不安や疑問があるかと思いますが、相続の際は、司法書士にご相談いただければ登記の手続きを円滑に代行できます。

司法書士制度の150周年を記念して、2つのイベントを企画していらっしゃいます。はい、まずは、8月7日(日)に「遺言・相続」の相談会を全国各地の司法書士会が一緒に開催します。京都司法書士会としては会館での相談に加え、電話での相談も実施します。遺言書の作成から相続登記、その他相続に起



山本拓生会長(右)と記者(左)の対談の様子。

因する様々なご相談に対応いたします。また、配偶者居住権や、法務局における自筆証書遺言書保管制度などの新たな制度が施行されたことにより、遺言・相続への関心が高まっています。いずれの項目もお気軽に相談ください。

最後にこれからの司法書士についてお聞かせください。

司法書士は、市民の皆さまの役に立つ職業だと思っています。職業界、地域の金融機関や不動産関係業者、その他企業や税理士の方々とも常に接点を持っています。界隈の社会経済情勢を把握し、地域社会に相違して今後もコミュニケーションを大事に、良いアドバイザーあり隣人であり続けます。そして社会的な信頼を得ながら、最適なサービスを提供してまいります。

相続関連をはじめとする行政手続きが高度化する中、司法書士は引き続き市民の皆様のお役に立てるよう、行政・法律・不動産・金融の各分野をまたがる知見を活かし、身近な暮らしの中の法律家として、より良い社会を共に作っていきたくと思っています。

2022年8月3日、司法書士制度は150周年を迎えました。

司法書士制度150周年 記念相談会

全国一斉「遺言・相続」相談会
～市民と共に150年、相続登記は司法書士へ～

開催日時 令和4年8月7日(日) 10:00～16:00

参加方法 ① 対面による面談相談 完全予約制
(会場) 京都司法書士会館
② 電話相談(通話無料) ※当日のみ業務可能

参加無料

予約・お問い合わせ ☎0120-339-279
☎075-255-2566 (京都司法書士会)

※開催日当日の予約・お問い合わせはフリーダイヤル0120-339-279までお願いいたします。

司法書士制度150周年 記念シンポジウム

18歳成年時代がやってきた
～教育現場から見てくる課題を司法書士と共に考える～

開催日時 令和4年8月28日(日) 10:30～11:30

参加方法 zoomウェビナー

参加無料 予約制

予約・お問い合わせ QRコードを読み取り、申込フォームに必要事項を記入してお申し込みください。(申込締切) 令和4年8月27日

お問い合わせ先 京都司法書士会 TEL.075-241-2666 https://www.siho-syosai.jp